

遺言書

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を妻A（〇年〇月〇日生）に相続させる。

第2条 万が一、遺言者より前に又は遺言者と同時に前記 妻Aが死亡していた場合、遺言者は前条記載の一切の財産を遺言者の甥D（〇年〇月〇日生）に相続させる。

付言事項

（省略）

令和〇年〇月〇日

遺言者 甲野太郎 印